

空き家の解体費用を助成



土地の流動化を促し、当市への定住を促進するため、費用の一部を助成します。

対象 市内にある空き家と所在地両方の所有者で、次のいずれにも該当する方

●他に所有者がいる場合、その同意を得ている方

●住民税などを滞納していない方

●解体後の土地を住宅建設や売却などに活用する方

対象物件 次のいずれも満たす物件

●空き家とその所在地両方に所有権以外の権利が設定されていない

●他の制度による解体補助を受けていない

●公共事業の補償対象になっていない

●都市計画法、その他関係法令の規定に適合している

対象工事 次のいずれも満たす工事を締結し、平成29年度内に完了する

●空き家や工作物を撤去し更地にする

●法律に基づく許可や登録のある事業者が行う

助成額 解体費用の3分の1（限度額30万円）

度額30万円）
助成件数 30件程度

*予算額に達したら締め切りします。

申込み 所定の申請書と必要書類を持ち、企画課（内線684）

*申請書は市ホームページ「くらしの情報」住まい・引越」からも印刷できます。

無期転換ルール



平成25年4月1日以降に有期労働契約が繰り返し更新されて通算5年を超えた場合は、労働者の申し込みににより、期間の定めのない無期労働契約に転換できます。
*詳しくは問い合わせてください。
問合せ 北海道労働局指導課（☎709-23311）

浄化槽の設置費用を補助

対象 下水道処理区域外にある居住目的の住宅で、次の費用

●本体の費用や設置工事費

●本体の積雪荷重対策や凍結防止対策の工事費

●既設の単独処理浄化槽の撤去費

*店舗併設の住宅の場合は、居住部分の延べ床面積が、建物全体の延べ床面積の2分の1以上です。

*既設の台所・トイレの改修費や、流入管・放流管の敷設工事費は対

北広島霊園

申込み環境課（内線825）

一般墓地

貸付区画

- 芝生墓地（石碑の型や色が規制されます）
4㎡=26区画、6㎡=15区画
*平成25年に新しく造成した区画です。
- 自由墓地（高さなどに制限があります）
6㎡=9区画、9㎡=2区画
*全て、過去にお墓を建てたことがない区画です。

貸付条件

- 申込者が、市内に引き続き3年以上住んでいる（3年未満でも自己所有の住居に現在住んでいるか、過去の居住期間を合算し3年以上市内に住んでいる場合は可。ただし、祭祀すべき焼骨があること）
*貸し付けは、1世帯につき1区画です。

永代使用料・管理料

種類	規格	永代使用料	永代管理料	合計
芝生墓地	4㎡	291,000円	135,960円	426,960円
	6㎡	459,000円	203,940円	662,940円
自由墓地	6㎡	369,000円	203,940円	572,940円
	9㎡	593,000円	305,910円	898,910円

必要書類

- 本籍地が記載されている住民票 ●焼骨に関する証明書類（火葬許可証や寺院などが発行する焼骨収蔵証明書など。祭祀すべき焼骨がある方だけ） ●家屋の資産証明（税務課で発行、手数料は250円。市内での居住が3年未満の場合だけ）
*貸し付けは、申込時に祭祀すべき焼骨がある方が優先です。申し込み多数の場合は抽選です。
*貸し付け場所は、抽選で決定します。

申込期間 4月12日～19日



慰霊堂（合葬式墓地）

血縁を超えた方々の焼骨を一つの合葬室に埋葬する墓です。焼骨は、骨つぼから出して他の焼骨と一緒に埋葬します。

対象 次のいずれかに該当する方

- 埋葬する焼骨を持つ方が市内に住所が本籍がある（あった）
- 埋葬される方（故人）が市内に住所が本籍があった ●北広島霊園一般墓地の利用者で、墓地を返還し焼骨を慰霊堂に改葬する
- *先に、使用している北広島霊園一般墓地を返還する必要があります。



永代使用料・管理料

区分	永代使用料	永代管理料	合計
15歳未満の焼骨	11,000円	12,000円	23,000円
15歳以上の焼骨	15,000円	12,000円	27,000円

*胎児は無料です。

*支払いは1回だけで、年間管理料などはかかりません。

必要書類

- 霊園使用許可申請書、使用に当たっての同意書（環境課窓口で配布。市ホームページからも印刷できます） ●本籍地が記載されている住民票 ●印鑑（ゴム印不可） ●焼骨を持つ方や埋葬される方が、市内に住所が本籍があることを証明する書類（住民票や戸籍謄本など） ●焼骨に関する証明書類（火葬許可証や寺院などが発行する焼骨収蔵証明書など）
*北広島霊園一般墓地の利用者で、墓地を返還し焼骨を慰霊堂に改葬する場合は、返還した墓地の霊園使用許可証か霊園使用権承継許可証も必要です。

*必要書類は、申し込む方によって異なります。詳しくは、事前に問い合わせてください。

*焼骨は、納骨するときにお持ちください。納骨は5月～11月の市が指定した日に行います。

申込期間 随時

生前に、死後の準備をする方のための生前予約は、別に期間を定めて募集します。詳しくは、本紙や市ホームページでお知らせします。